

制 度 名	新しい学校づくり支援事業（市町村立小・中学校等適正規模化支援事業費補助部分）	主管課名	義務教育課 管理 G		
		問合せ先	029-301-5215		
目的・趣旨	学校統合により遠距離通学となる児童生徒が、安全・安心に通学できるよう、スクールバスの経費や通学定期代等の遠距離通学対策費を補助する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 市町村立小・中学校の統合に伴い実施される遠距離通学対策事業 (1) スクールバス等の購入費 (2) スクールバス等の運行経費及び通学定期代等</p> <p>[補助要件等] 市町村立小・中学校等適正規模化支援事業費補助金交付要項によること。</p> <p>[対象経費] (1) スクールバス等の購入費 ・市町村実負担分（購入費－へき地児童生徒援助費等補助金） (2) スクールバス等の運行経費及び通学定期代等 ・市町村実負担分（運行費等－へき地児童生徒援助費等補助金－交付税算入額）</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額：統合 1 件につき、(1) (2) 合わせて 5,000 千円 補 助 期 間：(1) 統合前年度又は統合初年度 (2) 統合初年度から 3 年間 補 助 率：(1) 市町村実負担分の 1/2 (2) 市町村実負担分の 1/2（普通交付税算入の場合） 2/3（特別交付税算入の場合）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) スクールバス等の購入費		※別制度 補助金 あり	1/2	1/2	—
(2) スクールバス等の運行経費及び通学定期代等			1/2 又は 2/3	1/2 又は 1/3	—
[令和 6 年度当初予算額] 463 千円		[令和 6 年度補助対象団体] 令和 6 年 4 月頃決定予定			
<p>[備考] ※ へき地児童生徒援助費等補助金（文部科学省補助金） 児童生徒の通学条件を緩和するための助成制度。</p>					